

①

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

2026年4月1日

②

経済産業大臣（広域的運営推進機関） 殿

申請者（提出者）
（注1）

住 所 （〒100-0081）
東京都千代田区霞が関1-1-1

③

氏 名 経済産業株式会社
代表取締役 経済 一郎
（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号 （00）0000 - 0000

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項（第6条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第7条第2項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注2）

C

④

第1表 再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容		備考	
事業者名 (注3)	申請者と同じ ⑤	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	
法人番号 (注4)	0000000000000	⑥	
法人の代表者氏名 (注3)	役職	⑦ <input type="checkbox"/> 別紙あり	
	氏名		
法人の役員氏名 (注5)	役職		
	氏名		
	役職		
	氏名		
	役職		
	氏名		
密接関係者 (注6)	事業実施体制図に記載のとおり	⑧	
事業者の住所 (注3)	(〒 -) 申請者と同じ	⑨	
発電設備の区分 (注7)	A	⑩	
既設設備の更新 (注8)	<input type="checkbox"/> 有	既設設備 I D	⑪
		既設設備の出力 (kW)	
		既設設備の名称	
		既設設備の設置場所	
	<input type="checkbox"/> 無		
発電設備の出力 (kW) (注9)	400.0 ⑫	<input type="checkbox"/> 環境影響評価法に基づく環境影響評価の申請中 <input type="checkbox"/> 条例に基づく環境影響評価の申請中	
最大受電電力 (kW) (注10)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW)	10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の場合は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること	
	<input type="checkbox"/> 無		
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有		
	<input type="checkbox"/> 無		
発電設備の名称	経済クリーン太陽光発電所		

発電設備の設置場所 (注11)	(〒000-0000) 東京都千代田区霞が関1-1-1 他5筆				■別紙あり	
事業区域の面積 (㎡)	8,000				⑬	
複数太陽光発電設備設置 事業の該当性 (注12)	<input type="checkbox"/> 該当する		<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業		⑭	
	■ 該当しない					
太陽光発電設備の設置形 態	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (□既設の建物等 □建設中・予定の 建物等)	建物の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有		⑮	
		建物の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input checked="" type="checkbox"/> 地上設置 (■野立て □営農型 □水上)	土地の所有	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有			
太陽電池に係る事項 (注13)	製造事業者名	経済産業株式会社				
	種類	A1				
	変換効率	15.6%			⑯	
	型式番号	AB123C45			□除外事項該当性	
	枚数(枚)	1,600				
	合計出力 (kW)	400.0				
風車に係る事項 (注14)	製造事業者名					
	型式番号				⑰	
配線方法 (注15)	Z				⑱	
自家発電設備等の設置の有無 (注16)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 自家発電設備等 <input type="checkbox"/> 蓄電池	蓄電池の位置	<input checked="" type="checkbox"/> PCS より発電設備側	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	⑲

				<input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
	<input type="checkbox"/> 無				
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注17)	単独計測				20
系統接続に係る事項 (注18)	契約締結日	2026年2月13日			
	契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社			21
	工事費負担金 (円[税抜き])	50,000,000			
更新に係る事項 (注19)	接続枠の継承 (注18)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			22
	電源線の継承	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
事業実施工程 (注21)	設置工事開始予定日	2026年9月1日			
	系統連系予定日	2026年12月13日			23
	運転開始予定日	2026年12月13日			<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	2056年1月31日			
保守点検責任者	法人名 (法人の場合)	エネルギーメンテナンス株式会社			
	責任者氏名	資源 太郎			
	所属・役職 (法人の場合)	代表取締役			24
	電話番号	00-0000-0000			
	法人番号 (法人の場合)	111111111111			
保守点検及び維持管理計画 (注22)	別紙のとおり				25
保守点検及び維持管理費用総額 (円[税抜き]) (注23)	20,000,000				26
解体等に要する費用 (注24)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部積立て (法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。) <input type="checkbox"/> 内部積立て (法第15条の17に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。) (詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。)				27 <input type="checkbox"/> 「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用 (注25)	総額 (円[税抜き])	2,000,000			
	算定方法	廃棄物業者による見積			28
	積立開始時期	2026年12月			

	積立終了時期	2036年3月		
	毎月積立金額(円[税抜き])	20,000		
補助金の受給額(円) (注26)			㉨	
需給管理の方法	自ら実施		㉩	
電気の取引方法	卸電力取引市場で自ら取引		㉪	
セキュリティ管理責任者	移行前設備ID			
	セキュリティ管理責任者	法人名(法人の場合)	経済産業株式会社	
		責任者氏名	経済 一郎	㉫
		所属・役職(法人場合)	代表取締役	
		電話番号	(00)0000-0000	
		法人番号(法人の場合)	000000000000	
供給エリア(注27)	東京		㉬	
遵守事項 (注28)	34 事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注29)		■	
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。		■	
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。		■	
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。		■	
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。		■	
	発電設備又は発電設備を囲う柵屏等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。(注30)		■	
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		■	
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。(注31)		■	
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。(太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。)		■	
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		■	
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。		■		
申請時又は運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画(変更)届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】		■		

	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	■	
	書類の種類	書類名	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注3 2）	登記事項証明書	③5
	②印鑑証明書（注3 2）	印鑑登録証明書	③6
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注3 2）	土地登記簿謄本	③7
	④土地の取得を証する書類等（注3 3）	賃貸借契約書	③8
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 4）	地上設置のため提出なし	③9
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 5）（注3 6）		④0
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 5）		④1
添付書類	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 7）		④2
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 8）		④3
	⑩発電設備の内容を証する書類（注3 9）	パワーコンディショナーの仕様書、出力制御証明書	④4
	⑪構造図（注3 0）（注3 1）（注4 0）	位置図、②設置場所の敷地図、③パネル配置図、④架台の概要図	④5
	⑫配線図（注4 1）	単線結線図	④6
	⑬接続の同意を証する書類の写し		④7
	⑭最大受電電力を証する書類（注4 2）		④8
	⑮事業実施体制図（注4 3）	事業実施体制図	④9
	⑯関係法令手続状況報告書（注4 4）	関係法令手続状況報告書	⑤0
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要		⑤1

な場合) (注4 4)		
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注4 4)		52
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類(処分が必要な場合)(注4 4)		53
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注4 4)		54
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注4 4)		55
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等(注4 5)		56
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類(注4 5)		57
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類(注4 5)(注4 6)		58
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類(注4 5)		59
㉖説明会における配布資料(注4 5)		60
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類(注4 5)(注4 6)		61
㉘説明会の議事録(注4 5)		62
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答(注4 5)(注4 6)		63
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書(注4 5)(注4 6)		64

①再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書(バイオマス発電設備のみ)(注47)	太陽光発電事業のため提出なし	⑥5
②再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書(地熱発電設備のみ)(注48)	太陽光発電事業のため提出なし	⑥6
③補助金確定通知書(注49)	該当なし	⑥7
④発電量調整供給契約申込書の写し(特定契約により供給する事業からの移行のみ)	該当なし	⑥8
⑤市場取引等により供給する方法を証する書類(特定契約により供給する事業からの移行のみ)	該当なし	⑥9
⑥自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類(10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ)	該当なし	⑦0
⑦その他1	公函	
⑧その他2	隣接する土地の登記簿謄本	⑦1
⑨その他3(注50)	連絡票	

第2表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分 (注5 1)	燃料名 (注5 2)	バイオマス 比率 (%) (注5 3)	バイオマス 比率考慮後 出力 (kW) (注5 4)	備考
A	メタン発酵ガス (家畜糞尿)	50 .0 00		
	計	50 .0 00		
B	木質チップ (間伐材由来)	10 .0 00		
	計	10 .0 00		
C	木質チップ (製材端材由来)	10 .0 00		
	木質ペレット (輸入材)	1 0 : 0 0 0		
	計	20 .0 00		
D	木質チップ (建設廃材由来)	19 .9 95		
	計	19 .9 95		
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計		99 .9 95	398.0	
F	A重油	0. 00 5		助燃材
	非バイオマス合計	0. 00 5		
ライフサイクル GHG算定値 (注5 5)			49.37 g-CO2eq/MJ-電力 (燃料名 : 輸入木質ペレット)	

72

73

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注5) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注6) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注7) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	—

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

- (注8) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第4項の認定を受けている発電設備又はR P S設備（法附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備IDを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

- (注 9) 発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
- (注 10) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注 11) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注 12) 第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が 10 kW 未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が 10 kW 以上 50 kW 未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が 10 kW 未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が 50 kW 以上となる場合をいう。
- (注 13) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A 2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載すること。
- (注 14) 一基当たりの出力が 20 kW 未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。
- (注 15) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量配線
Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1 の需要場所に 1 引込の配線とする。
B：1 の需要場所を 2 つの需要場所に分割し、需要場所ごとに 1 引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則第 3 条第 3 項の規定により、1 の需要場所に複数の引込の配線とする。
- (注 16) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注 17) 電気事業者へ供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注 18) 当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注 19) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
- (注 20) 接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
- (注 21) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注 22) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
- (注 23) 交付期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
- (注 24) 太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。
- (注 25) 風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
- (注 26) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
- (注 27) 供給エリアは、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から選択すること。
- (注 28) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注 29) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注 30) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注 31) 当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注 32) 公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より 3 ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
- (注 33) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注 34) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注 35) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注 36) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処

分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

- (注37) 工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注38) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注39) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
- (注40) PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
- (注41) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
- (注42) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注43) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注44) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状が分かる書類を添付すること。法第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注45) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注46) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注47) バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
- (注48) 地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
- (注49) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注50) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注51) 燃料区分名は次の記号のとおり。
A：メタン発酵ガス
B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
D：建設資材廃棄物
E：一般廃棄物その他バイオマス
F：その他（助燃剤等）
G：バイオマス液体燃料
- (注52) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
- (注53) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注54) バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- (注55) 各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
- (注56) メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A 3 とすること。

1. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	<p>・50kW以上の太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の認定申請は、本様式により申請してください。</p> <p>※申請単位について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一の需要場所に複数の発電設備がある場合、系統線に接続する再エネ発電設備を認定申請の単位とします。 ➤ ただし、系統線に接続する発電設備の中に発電設備区分が異なるものがあり、各々の発電設備の売電量が計量可能である場合は、発電設備区分ごとの発電設備を認定申請の単位とします。 ➤ 運転開始後に再エネ発電設備を増設する場合（新設設備として取り扱うもの）であつて、当該発電設備の売電量が計量可能な場合は、当該発電設備を認定申請の単位とします。
②	—	必須項目	<p>・申請書の提出日を記入します。</p>
③ (注1)	申請者 情報	必須項目	<p>・申請者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず事業者の情報を記入してください。印鑑の押印は不要ですが、申請者の印鑑証明書の添付が必要となります。</p> <p>・電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。</p> <p>・なお、これらの情報は認定後に資源エネルギー庁HPで公表されます。 https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo</p>
④ (注2)	担当 経済産業局	必須項目	<p>・申請書を提出する担当経済産業局（申請書内（注2）より選択）を記号で記入します。</p> <p>・設備設置場所が複数の経済産業局にまたがる場合には、系統への連系点となる都道府県を管轄する経済産業局の記号を記入します。</p>
⑤ (注3)	事業者名 地方税法第 72条の4 該当の有無	必須項目 選択必須 項目	<p>・申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者と同じ」と記入します。</p> <p>・地方税法第72条の4該当の有無は、事業者が地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合にチェックを付します。 (地方税法第72条の4に規定する法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 — 地方独立行政法人 — 法人税法別表第一に規定する独立行政法人 — 国立大学法人等及び日本司法支援センター — 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 — 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
⑥ (注4)	法人番号	必須項目 (法人の 場合)	<p>法人番号は13桁の数字を記入します。詳しくは以下のURLをご参照ください。 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</p>

⑦ (注3) (注5)	法人の代表 者氏名 ・法人の役 員氏名	必須項目 (法人の 場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）と同じ場合、代表者欄は「申請者と同じ」と記入します。 ・役員欄は、登記簿謄本に記載されている役員のうち代表者以外の申請している再生可能エネルギー発電事業計画に関係する者を正確に記入します。 ・役員として3名以上の者を記入する場合は、3人目までの役員については申請書内に記入し、4人目以降の役員については「別紙（役員）」を作成し、それぞれ役職名、氏名を記入します。
⑧ (注6)	密接関係者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）の密接関係者を記載してください。 ・「事業実施体制図のとおり」と記載し、詳細については事業実施体制図に記載してください。 ・「密接関係者」とは次の者が該当します。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合） (ii) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合） (iii) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者 (iv) 上記（i）～（iii）の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）
⑨ (注3)	事業者の住 所	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者と同じ」と記入します。
⑩ (注7)	発電設備の 区分	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請の対象となる発電設備の区分（申請書内（注7）より選択）を記号で記入します。 ・発電設備の区分が「M」メタン発酵ガス化発電の場合で、メタン発酵ガスを購入して発電する場合は、備考欄に「メタン発酵ガス購入」と記入すること。また、既存のメタン発酵設備を流用してメタン発酵ガス発電する場合には「既存メタン発酵設備流用」と記入すること。 ・複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用する発電設備の区分を記入すること。
⑪ (注8)	既設設備の 更新	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・20kW以上の風力発電（洋上風力発電を除く）、地熱発電、水力発電について認定申請する場合に記入します。 ・20kW以上の風力発電（洋上風力発電を除く）については、申請する発電設備の区分が陸上風力リプレースの場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックを付します。 ・地熱発電については、認定申請する発電設備の区分が全設備更新型リプレース、又は地下設備流用型リプレースの場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックを付します。 ・水力発電については、認定申請する発電設備の区分が、V、X、Yの場合、又はE、I、Jで廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックを付します。 ・「有」にチェックを付した場合、更新する前の既存の発電設備の出力及び名称、設置場所について記入します。設備の設置が複数の地番にまたがる場合は、この欄に収まる範囲で記載し、欄中に収まらない分については「別紙（設備の設置場所）」を作成し、地番を列挙してください。 ・既存の発電設備が再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）に基づく認定を受けていた場合、その認定を受けたことで付された設備IDを記入します。 ・FITからFIPへの移行やリプレース区分の発電設備以外で特段の理由がないにもかかわらず既に発電を開始している発電設備については、認定することができません。
⑫ (注9) (注10) (注11)	・発電設備 の出力 ・最大受電 電力	必須項目	<p>（発電設備の出力）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の出力（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て。接続の同意を証する書類に記載される出力と一致させることが必要。）、発電設備の名称、設置場所を記入します。 ・発電設備の出力については、発電設備の定格出力を記入します。発電設備の仕様書等に記

	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナーの自立運転機能の有無 ・給電用コンセントの有無 ・発電設備の名称 ・発電設備の設置場所 ・環境影響評価 		<p>載される定格出力からパワーコンディショナー等の設備やシステムで発電設備の出力を制御する場合は、その制御後の出力を記入し、制御の方法を証する書類を提出してください。(例：パワーコンディショナーの仕様書、その他制御機器等の仕様分かる書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の出力を制御システム／装置で発電機器(発電機等)の定格出力以下に制御する場合に、発電出力設定値の変更は装置製造者以外の者が変更することが出来ないことと、特定者以外が変更できないことを証する装置製造者の書類を提出してください。 ・バイオマス発電、地熱バイナリー発電等で高周波発電機を設置し、発電機出力を逆変換装置(インバータ)で商用周波数に変換する場合の発電設備の出力は逆変換装置の定格出力を記入します。但し、逆変換装置の定格出力は発電機定格出力以下であること。 ・バイオマス発電で内燃機関(ガスエンジン等)による発電機を複数設置する場合や、地熱バイナリー発電で発電装置を複数設置する等の場合は、合計出力の下に「定格出力〇〇kW× 〇台」と記載すること。 <p>(最大受電電力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電等用電気工作物を維持及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載してください。 <p>(設置場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所については、原則登記簿謄本の「所在」「地番」を記入します。 ・設備が複数の地番にまたがる場合は、この欄に収まる範囲で記入し、欄中に収まらない分については代表地番と他〇筆と記載の上「別紙(設備の設置場所)」を作成し、地番を列挙してください。 ・設備の設置場所の範囲は、以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」(2017年7月14日付け)を参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf <p>(環境影響評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備に該当する場合にチェックを付します。
⑬	事業区域の面積	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請により設備を設置し、事業を実施する予定の区域の面積(小数点以下は切り捨て)を記入します。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置形態が屋根設置である場合、発電設備が設置されている屋根の面積(又はその建造物の土地面積)及び発電設備が設置されている土地の面積を記入します。 ・地上設置太陽光発電の場合、柵塀等で囲われる面積(柵塀等を含む)又は発電設備の設置場所の登記簿謄本上の地積の合計値を記入します。 ・風力・水力・地熱発電の場合、発電設備、導水路、生産井・還元井等の設備を設置する土地及び当該設備の設置に伴って開発する土地の面積(柵塀等を含む。)を記入します。 ・バイオマス発電の場合、発電所全体(発電機、変圧器、タービン、ボイラー、燃料設備等の主要設備及び附帯設備等)の面積(柵塀等を含む。)を記入します。
⑭ (注12)	複数太陽光発電設備設置事業の該当性	必須項目	<p>(第一種複数太陽光発電設備設置事業を選択する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が10kW以上50kW未満となる場合、チェックを付します。 <p>(第二種複数太陽光発電設備設置事業を選択する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が50kW以上となる場合、チェックを付します。

			<p>(該当しないを選択する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のいずれにも該当しない、10kW未満の太陽光発電設備の場合、チェックを付します。
⑮	太陽光設置形態	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の場合、その設置形態について、該当する項目を選択してチェックを付します。 営農型とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業生産と太陽光発電を行う設置形態です。
⑯ (注13)	太陽電池に係る事項	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、枚数、合計出力を記入します。 太陽電池については、「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」に登録されているものから選択してください。 <p>※ J P E A 代行申請センターHP「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」 https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA</p> <ul style="list-style-type: none"> 変換効率は実効変換効率を記入すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。 型式番号が複数ある場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、「別紙(型式番号)」を作成し、型式番号を列挙してください。 太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計(小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て)を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電設備の出力が同じ場合にも、再度その値を記入します。
⑰ (注14)	風車	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 1基当たりの出力が20kW未満の風力発電の場合のみ、風力発電設備の製造事業者名、型式番号を記入します。20kW以上の風力発電の場合は記入不要です。 型式番号が複数ある場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、「別紙(型式番号)」を作成し、型式番号を列挙してください。
⑱ (注15)	配線方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 申請の対象となる設備の配線方法(申請書内(注13)より選択)を記号で記入します。 <p>※太陽光発電設備においては、電気事業法によらず、以下の定義をもとに配線方法を選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備だけを系統連系する場合は「全量配線」を選択します。 家庭や事業所等に供給される電力と同じ引き込み線と接続する場合は「余剰配線」を選択します。
⑲ (注16)	自家発電設備等	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電設備等の設置の有無を選択。「有」を選択した場合、自家発電設備等の種類、設置する位置、区分計量の可否について該当箇所にチェックを付します。 蓄電池を設置する位置、区分計量の可否によっては、FIT外で売電することも可能です。 太陽光発電以外の申請であっても、記載は必須となります。
⑳ (注17)	供給量の計測方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者に供給する電力量の計測方法を記入します。 <p>※販売電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす計量器であること。</p> <p>※申請段階で電力量計が特定されていない場合は、電力量計を設置した後、「電力量計設置報告書」により速やかに報告すること。</p> <p>※既存設備の増設分として、子メーター計測の事業の認定申請をする場合は、「既存設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、既存設備の設備IDも記入します。</p>
㉑ (注18)	系統接続	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請の対象となる設備についての「接続の同意を証する書類」に記載されている接続契約締結日(=接続の同意を得られた日)、接続契約締結先、工事費負担金の額を記入します。 接続の同意を証する書類の内容と申請内容が異なる場合は申請不備となるため、正確に記載ください。特に出力については「発電出力」と「申請出力」が一致することが原則必要です。 <p>※法第6条に基づき本様式を経済産業大臣に提出する場合は、当該項目の記載及び書類の添</p>

			付を省略することができます。
⑳ (注 18) (注 19)	更新	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・20kW以上の風力発電（洋上風力発電を除く）、地熱発電のうち、既存の発電設備を更新（リプレース）した発電設備について認定申請する場合（㉑既設設備の更新の欄で「有」にチェックを付した場合）に記入します。 ・接続枠の継承については、既存の発電設備を廃止することを前提に、その発電設備が接続していた系統に接続し、接続枠（その系統において既存の発電設備から発電された電気を送電するために確保されている容量）を継承する予定である場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックを付します。 ・電源線の継承については、既存の発電設備から発電された電気を送電するために設置された設備（責任分界点よりも発電所側の電源線）を更新（リプレース）後の発電設備でも使用する予定である場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックを付します。
㉑ (注 21)	事業実施工程	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事開始予定日については、発電設備を設置するための建設工事（土地造成が必要な場合は土地造成工事）の開始予定日を記入します。申請時において設置工事を開始している場合はその開始年月日を記入します。 ・系統連系予定日については、「接続の同意を証する書類」に記載されている連系予定日、又は記載がない場合には電力会社から連絡を受けている連系予定日を記入します。 ・運転開始予定日については、現時点における見込みを記入します。既に運転開始している場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始日（RPS設備からの移行であればRPS設備の運転開始日、非FIT設備で新たにリプレース区分の認定を受ける場合には当該設備の運転開始日）を記入します。また、これまでバイオマス発電を行っていない既存設備で、新たにバイオマス燃料を発電に使用する場合は、バイオマス燃料の使用開始年月日を括弧書きで記入します。 ・設備廃止予定日については、発電事業を終了し、設備を廃棄する予定日を記入します。水力発電や地熱発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、認定を受けようとする設備全体を廃止する予定日を記入します。 <p>※法第6条に基づき本様式を経済産業大臣に提出する場合は、当該項目の記載及び書類の添付を省略することができます。</p>
㉒	保守点検責任者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検責任者の情報を記入します。保守点検責任者とは、どのような保守点検をいつ行うか等について決定する責任を有する者であり、事業者がそれに当たる場合は事業者の情報を記入します。
㉓ (注 22)	保守点検及び維持管理計画	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施周期等）について、下記により別紙を作成の上で添付してください。 (保守点検及び維持管理計画表) ・受変電設備、発電設備の保守点検項目及び維持管理計画を表形式で作成すること。 ・保守点検項目は発電設備の種類により日常点検、週間／月間点検又は運転時間での点検、定期点検(年度単位)として記入します。 また、電気事業法で定期事業者検査（法定検査）が規定されている設備／機器は、この検査の実施周期を記載します。労働安全衛生法等関連法規で定期検査が規定されている設備／機器も検査の実施時期を記入します。 ・電気事業法の規定で保安規程届出対象の発電設備の保守点検計画表は、保安規程に替えてもよいものとします。ただし、下記の主要設備の保守点検計画が記入されてなければなりません。 ・水力発電、地熱発電、バイオマス発電の保守点検計画表は次の主要設備・機器毎に作成します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 水力発電設備 取水設備、導水管、水車、発電機、電気設備毎 ② 地熱発電設備 生産井、還元井、汽水分離器、タービン、発電機、バイナリー発電装置（バイナリー発電方式のみ）、冷却装置、電気設備毎 ③ バイオマス発電設備（発電方式により異なる）

			<p>ボイラー、タービン、発電機、電気設備（開閉装置、所内電気設備等）、メタン発酵槽、ガスホルダー、ガスエンジン又はディーゼルエンジン熱分解ガス化炉</p> <p>燃焼方式バイオマス発電：ボイラー、タービン、発電機及び電気設備毎</p> <p>内燃機関方式バイオマス発電：内燃機関、発電機、電気設備毎</p> <p>メタン発酵ガス化発電：上記にメタン発酵設備を加えること。</p> <p>木質等分解ガス化発電：上記にガス化炉を加えること。</p>
⑳ (注 23)	保守点検及び維持管理費用	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込み額を記入します。 ・調達期間において必要となる費用の見込み額を記入します。 ・20年間（地熱は15年）分の費用を記載すること。
㉑ (注 24)	解体等費用	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光事業において解体等積立金の積立方法について合致する方法にチェックを付して選択します。 ・推進機関による積立を行う場合は「外部積立て」にチェックを付して選択します。 ・法第15条の11の特例に基づき、事業者内部で積立を行う場合は「内部積立て」にチェックを付して選択します。 ・「内部積立て」を選択した場合は特例の要件を満たすことを「内部積立てに係る事項」として添付する必要があります。
㉒ (注 25)	廃棄等費用	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄等費用については、その算定方法についても記入します。水力発電や地熱発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、設備を更新しながら継続的な発電を計画している場合には、そのための費用を記入することも可能です。
㉓ (注 26)	補助金	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・(注26)該当の補助金を受給している場合のみ記入してください。
㉔	需給の管理	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・電力需給の管理方法について「自ら実施」「小売電気事業者に委託」など実際の管理方法を記載してください。
㉕	取引方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の取引方法について「卸電力取引市場で自ら取引」「小売電気事業者へ卸供給」など実際の取引方法を記載してください。
㉖	セキュリティ管理責任者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃により設備異常が発生した場合等で、設備異常が発生した際に送配電事業者から連絡を受けるセキュリティ管理責任者を選任し、記載してください。
㉗ (注 27)	供給エリア	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から実際の電力供給エリアを選択し、記入してください。
㉘ (注 28)	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・各事項について遵守することに同意する場合には、当該事項のボックスにチェックを付します。 ※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。
㉙ (注 32)	添付書類① 住民票の写し等（法人にあつては、法人登記簿謄本）	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は住民票の写し、住民票記載事項証明書、又は、戸籍謄（抄）本のいずれか、法人の場合は会社等の登記事項証明書を添付します。 ・申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された書類を添付します。
㉚ (注 32)	添付書類② 印鑑証明書	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の印鑑登録証明書を添付します。 ・申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された書類を添付します。 ・地方公共団体等については、公印規程または公印台帳を添付します。
㉛ (注 32)	添付書類③ 発電設備の設置場所に係る登記簿謄本	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置場所の取得を確認する書類として、認定申請に係る全ての土地の登記簿謄本を添付します。 ・申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された書類を添付します。 ・屋根設置太陽光発電の場合は添付不要です。ただし、登記されない建物に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。

<p>⑳ (注 33)</p>	<p>添付書類④ 土地の取得 を証する書 類等</p>	<p>選択必須 項目</p>	<p>・土地の登記簿謄本に記載される権利者と申請者が異なる場合は、下記のいずれかの書類を添付します。</p> <p><設置場所を所有して売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合></p> <p>①売買契約書の写し ②双方の印鑑証明書</p> <p><設置場所において、賃貸、又は、地上権設定を受けて売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合></p> <p>①賃貸借契約書、又は、地上権設定契約書の写し ②双方の印鑑証明書</p> <p>※売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写しについては、実印の押印が必要です。ただし、既に認印により契約を締結した場合又は契約後に印鑑登録を変更した場合には、「押印証明書（契約書等に認印を押印した場合）」又は「押印証明書（印鑑登録を変更した場合）」を作成し、実印が押印されたものを提出していただくことで当該申請が適切であることと判断します。</p> <p>※土地登記簿謄本に記載される権利者の氏名・住所が、契約書に記載される契約者のものと異なる場合は、同一人物・同一場所であることが証明できる書類（契約者の住民票、戸籍謄本、地方公共団体の市町村合併に関するHPの抜粋等）も必要となります。</p> <p>※設置場所が共有地の場合（共有者の1人が申請者の場合も含む）、上記の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類が必要です。登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿も提出して下さい。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出も必要です。</p> <p>※設置場所の所有者について、相続登記が行われていない場合、以下の書類も必要となります。</p> <p>①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書</p> <p>※上記の書類が揃わない場合の対応については以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（2017年7月14日付け）を参照下さい。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</p> <p>※所有者から土地を無償で使用する同意を得ている場合には、発電設備の設置場所の無償使用に関する同意書（参考様式）の提出でも可。</p>
<p>㉑ (注 34)</p>	<p>添付書類⑤ 建物所有者 の同意書 (屋根設置 の太陽光発 電設備の み)</p>	<p>選択必須 項目</p>	<p>・太陽光発電において、屋根・屋上に設置する場合には、以下の書類を添付します。</p> <p><事業者が所有の建物の場合></p> <p>・建物の登記簿謄本 (登記が完了していない場合は、建築確認済証+売買契約書又は請負契約書、施工業者が申請者の場合は、建築確認済証のみ)</p> <p><事業者以外が所有の建物の場合></p> <p>・建物の登記簿謄本（建物が未完成の場合は建築確認済証） ・賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等*・印鑑証明書</p> <p>※建物の屋根・屋上を所有者から無償で使用する同意を得ている場合には、発電設備の設置場所の無償使用に関する同意書（参考様式）の提出でも可。</p> <p>・建て替えの場合は建て替え後の建物についての書類が必要です。また、登記されない建物に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。</p> <p>・建物の登記簿謄本及び印鑑証明書は、申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された書類を添付します。</p> <p>・建物の登記簿謄本等に記載される権利者の氏名・住所が、契約書等に記載される者と異なる場合は、以下の書類を添付します。</p>

			<p>る場合は、同一人物・同一場所であることが証明できる書類（契約者の住民票、戸籍謄本、地方公共団体の市町村合併に関するHPの抜粋等）も必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の書類が揃わない場合は、原則認定できません。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（2017年7月14日付け）を参照下さい。 <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</p>
④⑩ (注35) (注36)	添付書類⑥ 検査済証の 写し（屋根 設置太陽光 発電設備の み）	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 太陽光発電設備を設置する建築物の建築基準法上第7条第5項の規定による検査済証（検査済証がない場合、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号および交付年月日が記載された処分等の概要書若しくは台帳記載事項証明）を添付します。 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づき建築基準法の特例を受ける畜舎等の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項に基づく畜舎建築利用計画の認定申請書及び第3条第6項に基づく畜舎建築利用計画の認定通知書を添付します。 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。開始までに提出がされない場合、認定が取り消されます。
④⑪ (注35)	添付書類⑦ 建物の登記 事項証明書 （屋根設置 太陽光発電 設備のみ）	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 太陽光発電設備を設置する建築物の登記事項証明書を添付します。 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。開始までに提出がされない場合、認定が取り消されます。
④⑫ (注37)	添付書類⑧ 工事計画届 出書又は使 用前自己確 認結果届出 書の写し （屋根設置 太陽光発電 設備のみ） （注33）	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 運転開始までに屋根設置太陽光発電設備の使用前自己確認結果届出書の写しを提出すること。開始までに提出がされない場合、認定が取り消されます。
④⑬ (注38)	添付書類⑨ 太陽電池の 全てが屋根 に設けられ ていること を示す図面 及び写真 （屋根設置 太陽光発電 設備のみ）	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面を添付します。 写真については、全ての太陽電池の設置後、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることが分かるものを提出すること。開始までに提出がされない場合、認定が取り消されます。
④⑭ (注39)	添付書類⑩ 発電設備の 内容を証す る書類	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の計画仕様、定格を示す仕様書等及び構成、構造、外形を示す図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定するのである記号又は番号を証する書類等）を添付します。 海外製の設備／機器は製造国を特定できる記載内容であることが必要です。 又、海外製の設備／機器で外国語による仕様書の場合は主要事項の和訳版を、外国語の図面には主要箇所を和文で併記した図を添付する必要があります。 太陽光発電設備の場合は、「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」に登録されている

			<p>ものから選択して記入するため、太陽電池に関する仕様書は不要ですが、「発電出力」を確認するため、パワーコンディショナーに関する仕様書を添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。 発電機、風力機関の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図など。 ・水力発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。 水車、発電機、仕切弁等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様定格表及び出力計算書、外形図、構造図、組立図、平面図など。 ・地熱発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。 生産井及び還元井構造図、汽水分離器の仕様・定格及び外形図、タービン、発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図など。バイナリー発電の場合は発電装置の仕様・定格及び外形図、組立図など。 ・バイオマス発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。 「燃焼型発電」：炉・ボイラー、タービン、発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図、断面図など *海外製炉・ボイラー、タービンは、電気事業法で規定の溶接事業者検査を実施できることを確認の上計画することが必要です。 「メタン発酵ガス化発電」：メタン発酵設備、ガスホルダー、ガスエンジン・発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図、断面図など 「熱分解ガス化発電」：ガス化炉、ガス改質装置、ガスエンジン・発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図、断面図など <p>・書類名は適切な名称を記入します。</p>
<p>④ (注 30) (注 31) (注 40)</p>	<p>添付書類① 構造図</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造図は、発電設備の系統接続位置（引込柱）、施設・設備の構造形状や配置関係などの物理的又は地理的な構造を示す平面図や断面図などです。 標識の掲示場所、柵等設置場所（屋根置きなど第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除く）を、平面図等に分かるように必ず記入します。 ・図面には必ず縮尺を記入します。 ・添付する全ての図面に適切な名称を記入します。 ・発電設備の区分ごとの添付図面は次のとおりです。 (太陽光発電設備) 位置図（地図）、設置場所の平面図（敷地図）、パネル配置図、架台の概要図 (風力発電設備) 位置図（地図）、設置場所の平面図（敷地図）、発電設備（風車等）の配置図、送電線経路図 (水力発電設備) ① 水路式発電所の場合 位置図（地図）、発電所設置場所敷地図、取水設備～導水路～沈砂施設～水圧管路～水車～放水設備を示す平面図及び縦断面図、発電所設置場所敷地図、水車・発電機配置図。 ②ダム式又はダム水路式発電所の場合 位置図(地図)及びダムの平面図、縦断面図、発電所設置場所敷地図、取水設備～導水路～水圧管路～水車～放水設備を示す平面図及び縦断面図、水車・発電機配置図。 (地熱発電設備) 位置図（地図）、発電所設置場所敷地図、発電設備配置図（生産井～発電設備～還元井を示す平面図）、システムフロー図（主蒸気系統：生産井～発電設備～還元井及び冷却水系統）。 *敷地図は敷地境界線を明記し、周辺道路、周辺の状況（住宅地が存在する場合は住宅地の明記）を示す。 (バイオマス発電設備)

			<p>位置図（地図）、敷地図（発電設備を設置する敷地全体及び周辺道路、周辺の状況、附属施設・設備の状況を示す図面）、以下の発電設備区分の発電設備配置図、システムフロー図（バイオマスを電気に変換するシステムの燃料投入から送電までの工程を示す図面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼方式発電所：全体配置図、ボイラーヤード配置図、タービン建屋内配置図及び開閉所等の配置図 ・ 内燃機関方式発電所：全体配置図、エンジン・発電機配置図及び付帯設備配置図 ・ メタン発酵ガス発電所：全体配置図、メタン発酵設備配置図、発電設備配置図、その他付帯設備配置図 <p>・ 事業を実施する際に必要となる、柵又は塀の設置及び標識の掲示に関しては、「省令第5条第1項第3号及び第5号に関する誓約書（本記載要領の2. ⑤参照）」を添付します。（屋根設置の場合を除く）</p>
④⑥ (注 41)	添付書類⑫ 配線図	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配線図は、発電機（発電設備）から取引用電力量計を経由して系統線（送配電線）までの配線状況を示す図面です。一般的には単線結線図と呼ばれています。 ・ (注15)の配線方法が確認できる記載とします。 ・ 発電機から系統接続点までの回路詳細及び所内回路詳細を記載し、系統連系に係る保護継電装置、発電機及び電路の保護継電装置を記入します（太陽光発電を除く）。 ・ 配線図上の電力量計（VCT、MOF※を含む）を引出し線で指し示し、「計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合」の詳細について記載します。 （本記載要領の2. ①「配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）」を参照） ・ バイオマス発電、地熱発電、水力発電において蓄電池（直流電源用、エンジン始動用）及び非常用発電機を設置する場合は、これらから系統に逆潮流しない設計とし配線図にこれを確認できる記載とします。 また、バイオマス発電等において太陽光などその他の発電設備を設置して発電設備以外の建屋照明等の自家消費電源とする場合は、系統に逆潮流しない設計とし、逆潮流しないことが配線図で確認できるよう記載します。 ・ 配線方法がB、Cの場合は発電設備の補機の電源は発電機出力から供され、発電設備以外の設備の電源は買電受電回路から供されることを確認できる記載とします。 ・ 書類名は適切な名称を記入します。 <p>※一の需要場所内に、系統線に接続する発電機が複数ある場合は、全ての発電機が記載されている配線図を提出します。</p> <p>※VCT、MOF：計器用変圧器、取引用計器用成流器のこと。</p>
④⑦	添付書類⑬ 接続の同意を証する書類の写し	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送配電事業者から接続することについての同意を得ていることを証する書類を添付します。当該書類については以下のページをご参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html ・ 事業者名、発電設備の出力、設置場所等について、接続の同意を証する書類の内容と申請内容が異なる場合は申請不備となり、認定出来ませんので、申請にあたっては正確に記載ください。特に出力については一致することが必要ですのでご注意ください。
④⑧ (注 42)	添付書類⑭	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる資料を添付します。
④⑨ (注 43)	添付書類⑮ 事業実施体制図	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達期間にわたり、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものかを確認する書類として、事業実施体制を示す書類を添付します。（本記載要領の2. 参考④参照） ・ 事業実施体制図は保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称及び連絡先を明記します。 ・ 海外製主要設備／機器の場合、保守点検及び維持管理体制が国内で整っていることが確認できる記載とします。 ・ 電気事業法で主任技術者の選任が規定されている発電設備は、保守点検体制に主任技術者を記入します。なお、申請時点で、電気主任技術者が未定の場合には、想定している電気

			<p>主任技術者の氏名、若しくは外部委託先の名称等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施体制図における保守部署名は「保守点検及び維持管理計画」に記載の設備ごとに記載してください。 事業の出資者については、株式会社の場合は、株主上位5者、持分会社の場合は、全ての社員を記載してください。 匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者がいる場合は記載してください。 委託先その他関係者がいる場合、認定申請やその他マネジメント事務等を担当させている主体を含めて広く委託先等を記載してください。 このとき「委託」「請負」などの形式は問いませんので、関係する者を全て記載してください。
⑤⑩ (注44)	添付書類⑩ 関係法令手続状況報告書	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、関係機関に事業計画を説明し、すべての関係法令について該当有無を協議した上で、その結果を「関係法令手続状況報告書」に記載し、添付します。
⑤⑪ (注44)	添付書類⑪ 森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために森林法第10条の2第1項の開発行為の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる林地開発許可申請書及び林地開発許可証を添付します。 森林法の許可の許可者とこの太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
⑤⑫ (注44)	添付書類⑫ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために宅地造成及び特定盛土規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例による開発行為の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び許可証を添付します。 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可者とこの太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
⑤⑬ (注44)	添付書類⑬ 砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために砂防法第4条第1項（同法第2条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる砂防指定地内行為許可申請書及び許可証を添付します。 砂防法の行為許可者とこの太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
⑤⑭ (注44)	添付書類⑭ 地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる地すべり防止区域内行為許可申請書及び許可証を添付します。 地すべり防止法の行為許可者とこの太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
⑤⑮ (注44)	添付書類⑮ 急傾斜地の崩壊による災害の防止	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書及び許可証を添付します。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の行為許可者とこの太陽光発電事業計画

	に関する法律の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合)		認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
⑤⑥ (注 45)	添付書類② 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・公図等を基に正確な地図を作成するとともに、資料中に各地番が分かるような記載してください。 ・敷地境界線からの水平距離についても同様に資料中に分かるように記載してください。
⑤⑦ (注 45)	添付書類③ 周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・市町村に対して事前相談を行う際の書面については別途公表している様式に基づき作成するとともに、添付資料についても提出してください。 ・市町村からの意見に係る書類についても別途公表している様式に基づき作成されているか確認の上で提出してください。
⑤⑧ (注 45) (注 46)	添付書類④ 説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・開催案内作成に当たっては別途公表している様式を参考に、必要事項について漏れのないよう作成してください。
⑤⑨ (注 45)	添付書類⑤ 説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる資料	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・ポスティング又は戸別訪問を行った場合にあっては、住所等で場所を特定してください。 ・回覧板/関係自治体の公報又は広報誌を活用した場合にあっては、関係自治体の協力を得る等の方法により、対象となる居住者の範囲を、住所等で可能な限り特定した上で、明確化の上、提出してください。
⑥⑩ (注 45)	添付書類⑥ 説明会における配付資料	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配布資料を添付します。

<p>⑥1 (注 45) (注 46)</p>	<p>添付書類⑦ 説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる資料</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付します。
<p>⑥2 (注 45)</p>	<p>添付書類⑧ 説明会の議事録</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・主な説明内容と質疑時間の全部について作成し、質疑時間については逐語での議事録としてください。
<p>⑥3 (注 45) (注 46)</p>	<p>添付書類⑨ 説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付します。 ・質問募集フォームにおける質問等及びそれに対する回答について、とりまとめた資料を提出してください。 ・質問等がなかった場合はその旨を記載した書類を提出してください。
<p>⑥4 (注 45) (注 46)</p>	<p>添付書類⑩ 説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付します。 ・説明会概要報告書及び事前周知措置概要報告書については、別途公表する様式に基づき作成すること。
<p>⑥5 (注 47)</p>	<p>添付書類⑪ 再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書(バイオマス発電設備のみ)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電の場合のみ必要となります。 ・「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」(別途様式あり)の注意事項及び記載例に従い作成します。
<p>⑥6 (注 48)</p>	<p>添付書類⑫ 再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書(地熱発電設備のみ)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電設備である場合に、源泉モニタリングに係る実施計画及び源泉モニタリングの実績が分かる書類を添付します。 ・源泉モニタリングに係る実施計画については、事業計画策定ガイドライン(地熱発電)における「表 源泉モニタリングの要件」に記載する要件に照らして策定します。その際、実施計画の冒頭部分に、「表 源泉モニタリングの要件」の該当する区分や、測定箇所・測定頻度・測定項目が記載されているページを明記すること等により、当該要件と記載内容の対応関係が分かりやすいようにまとめます。 ・当該要件を満たしていない場合は、備考欄に「ガイドライン要件と相違あり」と記載するとともに、同計画の中で、その適切性や妥当性について説明します。 ・源泉モニタリングの実績については、「表 源泉モニタリングの要件」に記載する要件に照らしてデータを提出します。なお、掘削工事着手日を基準にする場合は、工事着手届出書等に、受付機関の受領印が押印された書類の写しを合わせて提出します。

			<ul style="list-style-type: none"> ・なお、実施計画及び実績の双方とも、設備の設置場所とモニタリング地点の位置関係が分かる地図を添付します。
⑥7 (注 49)	添付書類③ 補助金確定 通知書	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備を導入するに当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」のいずれかを受給している場合は、受給された期間の全ての補助金額確定通知書のコピーを添付します。 ※「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」及び「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」については、平成21年度より統合され、「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」として執行されているため留意してください。 ・書類名は適切な名称を記入します。
⑥8	添付書類④ 発電量調整 供給契約申 込書	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度からFIP制度へ移行する場合に、送配電事業者への発電量調整供給契約申込書を添付します。
⑥9	添付書類⑤ 市場取引等 により供給 する方法を 証する書類	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度からFIP制度へ移行する場合に、③「電気の取引方法」に記入した内容を証する書類を添付します。
⑦0	添付書類⑥ 自ら又は直 接の取引先 が電気事業 法上の事業 者であるこ とを証する 書類	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の場合、又は第一種複数太陽光発電設備設置事業の場合に、自らまたは直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類を添付します。
⑦1 (注 50)	添付書類⑦ 以降	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類①～⑥以外に書類の添付が必要な場合には、その他1、その他2、その他3の欄に書類名を記入します。さらに添付書類がある場合は、その他4、その他5・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記入します。 ・添付書類が外国語である場合は、主要事項の和訳版も添付します。 【環境影響評価について】 ・環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備については、環境影響評価方法書※1 に関する手続を開始したことを証する書類※2 を添付します。 ※1 環境影響評価方法書の名称 <ul style="list-style-type: none"> ・手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもありますが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるものを添付します。 ※2 証拠書類の例 <ul style="list-style-type: none"> ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報誌のコピー（方法書そのものではない手続を開始した証拠書類とはみなせません） ・方法書提出の受付機関の受領印が押印された書類の写し（法律・条例等に基づいて提出されたものであることが分かるものに限る） 【複数の需要場所に太陽光発電設備を設置する場合】 ・電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の

認定を受け、電気事業者との系統連系は1カ所として売電することができます。こうした申請をする場合には、所有者が同一であることを確認するため、以下のいずれかの書類を添付します。

- 当該隣接する複数の建物の登記簿謄本（写しでも可）
- 売買契約書の写し

【公図及び隣接地番の登記簿謄本について】

- ・入札の場合は、必ず添付します。
- ・入札以外の場合でも、設置場所の周囲に既に認定を取得している事業が存在する場合等、必要に応じて提出を求めることがあります。

【風力発電設備の場合】

- ・一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合は、日本海事協会発行の型式認証書を添付します。

【中小水力発電の場合】

- ・中小水力発電設備である場合は、接続検討申込書類の写しを添付します。
- ・リプレースする場合は、更新工事の内容を記載した書類を添付します。

【バイオマス発電の場合】

※バイオマス発電設備の添付書類は、使用燃料、発電方式等により異なりますが、一般的には以下のような書類となります。

1. バイオマス燃料の調達及び使用計画書（添付書類③）

当該計画書の注意事項及び記載例に従い作成します。（別途様式あり）

2. 燃料安定調達契約書等

- ・燃料安定調達契約書等は申請単位（発電所単位）で燃料の売買を行う両者の押印又はサイン、供給燃料名、供給数量、供給場所、供給期間等の記載が必要です。なお、契約期間が調達期間（20年）に満たない場合は、契約更改時に期間を更新する等の記載が必要です。また、燃料安定調達契約書等における供給数量について、確定した数量ではなく一定の幅のある数量での記載があり、その最小数量以外の数量をバイオマス燃料の調達及び使用計画書に記載する場合は、当該数量を必ず調達する旨記載した誓約書が追加で必要となります。

※「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を参照してください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

① すべてのバイオマス燃料

- 事業者へバイオマス燃料を供給する燃料供給者との売買契約書等

※原料が食品循環資源である場合は、供給業者に留まらず発生する事業所までの売買契約書等

② メタン発酵ガスの原料

- 原料が発生源において廃棄物か有価物であるかを確認の上、事業者へ原料を供給する業者との売買契約書等

※原料が食品循環資源である場合は、供給業者に留まらず発生する事業所までの売買契約書等

※メタン発酵ガスを購入して発電する場合は、全ての原料の排出元とガス製造事業者との売買契約書等

③ 国内の森林に係る木質バイオマス燃料

- 燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二社間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて-各都道府県からの調達に関する調整結果を示す書類

④ 輸入木質バイオマス（チップ、ペレット、木質炭化物等）及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（PKS、パームトランク、パーム油）

- 国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地（原産国）燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）売買契約書、覚書等

3. バイオマス燃料の証明書類

- ・燃料調達に関し、持続可能性（合法性）が証明された燃料を用いることを証明する書類

を添付します。

※「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を参照してください。

3-1. 木質バイオマス証明書類

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスであることの証明書（様式）。

※様式は上記ガイドラインを参照してください。

※本証明書は木質バイオマス燃料を供給開始時から供給単位毎に証明する書類です。

※発電所に直接納入する事業者が発行する見込みの証明書（様式）を添付します。

※輸入木質バイオマスについては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づく合法性確認木材等であることの記載が必要です。

様式は上記ガイドラインを参照してください。

3-2. 輸入バイオマス燃料の合法性、持続可能性の証明書類

次の輸入バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付する必要があります。

※「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を参照してください。

・木材由来のバイオマス燃料（チップ、ペレット、木質炭化物）

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）（以下、「証明ガイドライン」という。）に基づく持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す証明書類が必要です。詳細は証明ガイドラインを参照することとし、農林水産省（林野庁）への認定協議では以下のとおり取り扱われることに留意してください。

証明ガイドラインの第3表（1）森林認証制度に基づき由来を証明する場合、第3表（2）個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合について、認証制度等との対応関係は以下のとおりです。

①森林認証材（FSC・GGL・PEFC・SBP）のFM認証材由来100%・ミックス材・管理木材については、証明ガイドラインの第3表（1）として扱います。

(1)FSC・PEFCのミックス材（70%未満）及び管理木材については、納品書等のサンプルに、調達する燃料における森林認証材と管理木材の割合（例：認証材：x%、管理木材：y%）を記載します。発電事業者は誓約書を作成の上、当該割合の年度実績を保存する旨、明記してください。なお、調達する燃料がFSC管理木材のみである場合、発電事業者が取得しているCoC認証書類の添付も必要となります（FSC管理木材のみの取引は認証取得組織間のみで可能とされているため）。

(2)SBP Instruction Document Japan 又は GGL Documents for supplying to the Japanese market に基づく認証による証明方法は以下のとおりです。

ア. 具体的には発電所に直接納入する事業者が取得した同認証書の写しと納品書等のサンプルを添付します。（納品書等のサンプルには、納入する燃料が、持続可能性（合法性）認証取得済みの燃料のみで組成されている旨明記すること。）

イ. SBP 又は GGL 認証木質バイオマスの原料の由来が、FSC・PEFCのミックス材（70%未満）及び管理木材の場合、SBP Instruction Document Japan 又は GGL Documents for supplying to the Japanese market に基づき、森林認証材と管理木材の割合に関する情報の保存が必要です。納品書等のサンプルに、調達する燃料における森林認証材と管理木材の割合（例：認証材：x%、管理木材：y%）を記載します。発電事業者は誓約書を作成の上、当該割合の年度実績を保存する旨、明記してください。

② 個別企業等の独自の取組については、証明ガイドラインの第3表（2）として扱います。別途様式の添付が必要です（本記載要領の2. 参考⑬参照）。

4. 木質チップ（建設廃材由来）の調査票 ※建設資材廃棄物を使用する場合のみ

			<ul style="list-style-type: none"> ・調達予定の建設資材廃棄物について、事前に、調達予定地域の「木材資源リサイクル協会」と調整し、「木質チップ(建設資材廃棄物)の調達について」(別途様式あり)を添付します。 <p>5. 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス比率を算定するデータを収集するため、使用する燃料の発熱量・水分率を計量分析することを約する書類です。燃料ごとの分析項目を記載した分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付します。 ・使用燃料が単一の場合は、添付不要です。 (本記載要領の2. 参考⑥参照) <p>6. バイオマス比率計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該申請設備の具体的なバイオマス比率算定方法を説明する書面であり、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」に基づく年間の使用数量により、バイオマス比率の計画値を計算し、添付します。 (本記載要領の2. 参考⑦参照) <p>7. 燃料使用量記録表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月毎の燃料毎の使用量の計量データを記録する書類です。 具体的には、燃料使用量記録表、運転月報、燃料受払簿等です。 ・使用燃料が単一の場合は、添付不要です。 <p>8. 燃料調達に係る誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者のバイオマス燃料の調達に著しく影響を及ぼすことなく調達することを約する書面です。(本記載要領の2. 参考⑧参照) <p>9. 輸入バイオマス燃料のトレーサビリティを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入するバイオマス炭化燃料及びバイオマス液体燃料について、バイオマス燃料に非バイオマス燃料が混入されていないことを証明する書類です。 そのため、発電事業者は次のことを実施します。 ・船便毎に、陸揚げ後の輸入バイオマス燃料について、分析機関によるバイオマス度を測定します。 ・上記の分析結果等の書面(分析機関発行のバイオマス度測定報告書、輸入数量と内容物を確認した税関が発行する輸入許可通知書など)を保管管理します。 (本記載要領の2. 参考⑨参照) <p>10. 一般廃棄物によるバイオマス発電</p> <p>10-1. 年間ごみ処理予定量を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の清掃工場である申請設備における年間ごみ処理予定量を示す書類です <p>10-2. ごみ組成分析実施予定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の清掃工場において、ごみの組成分析を実施することを約する書類です。 (本記載要領の2. 参考⑩参照) <p>10-3. 一般廃棄物処理施設の建設・業務運営委託契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の清掃工場の建設及び業務運営に係る申請者(発電事業者)が民間事業者である場合において、当該施設の発電事業者が申請者であることを証するために添付する建設・業務運営委託契約書です。 ・添付する建設・業務運営委託契約書は、契約書及び添付書類において次の事項を記載した契約条項等の抜粋部分を添付します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物処理施設の建設及び業務運営を受託し、発電設備の運転管理を実施すること ② 当該発電設備による売電収入が受託者に帰属すること ③ ごみ組成分析の実施権者が受託者であること <p>10-4. 一般廃棄物処理施設の業務運営委託契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の清掃工場の業務運営に係る申請者(発電事業者)が民間事業者である場合において、当該施設の発電事業者が申請者であることを証するために添付する業務運営委託契約書です。 ・添付する業務運営委託契約書は、契約書及び添付書類において次の事項を記載した契約
--	--	--	---

			<p>条項等の抜粋部分を添付します。</p> <p>① 一般廃棄物処理施設の業務運営を受託し、発電設備の運転管理を実施すること</p> <p>② 当該発電設備による売電収入が受託者に帰属すること</p> <p>③ ごみ組成分析の実施権者が受託者であること</p> <p>1 1. 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けていることを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物、産業廃棄物である原料・燃料を発電事業者が加工・処理する場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けていることを証する許可証です。 ・既に上記許可を取得している場合は、提出した届出書及び交付された許可証（写し）を添付します。 ・申請設備が未設置である等の事情により未取得の場合は、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付します。 ・誓約書を添付した場合、当該許可を取得後、速やかに許可証（写し）を提出するものとします。 <p>(注) 再エネ特措法に基づく事業計画認定を受けた場合であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を取得しない限り、一般廃棄物・産業廃棄物を受入れし、これらを燃料とする発電は行うことができない」ことに留意します。（本記載要領の2. 参考⑪⑫参照）</p>
72	第2表	—	<p>※発電設備の区分がバイオマス発電である場合は、必須記入となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料（廃棄物や非バイオマス燃料を含む。）について記入します。 ・燃料区分欄には、当該申請設備の燃料区分（申請書内（注5 1）より選択）を記号で記入します。 ・燃料名欄には、当該申請設備が使用する全ての燃料の具体名を記入します。A：メタン発酵ガスについては、「メタン発酵ガス（家畜糞尿）」、「メタン発酵ガス（食品廃棄物）」のようにメタン発酵ガスの原料名も括弧書きで記載します。 <p>※「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の燃料名と一致させる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス比率欄には、バイオマス比率計算書で計算した数値を記入します。 なお、バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記入します。 また、バイオマス比率計算書の数値と一致させること。 ・バイオマス比率合計欄には、バイオマス比率計算書で計算した助燃材及び非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記入します。 ・備考欄には、燃料や発電方法について説明すべき事項がある場合に記入します。 <p>※使用燃料について、当該認定に係る燃料の使用比率が明確であること、またバイオマス比率を算定できることが必要です。</p>
73	ライフサイクルGHG算定値	—	<p>※発電設備の区分がバイオマス発電である場合は、必須記入となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ライフサイクル GHG 確認にかかる申請別紙」に記載したライフサイクル GHG の値のうち、最大値を記入してください。燃料名欄にはライフサイクル GHG が最大値となった燃料名を記入すること。 ・また、その計算過程は別紙「ライフサイクル GHG の確認にかかる申請別紙の記載例」を参照の上記載してください。 ・ライフサイクル GHG 最大値が 9 0 g-CO₂eq/MJ・電力を超える場合、安定調達を満たすものと認められず、認定を行うことが出来ません。

⑦4	ライフサイクルGHG 燃料輸送距離	—	※発電設備の区分がバイオマス発電である場合は、必須記入となります。 ・「ライフサイクル GHG 確認にかかる申請別紙」に記載したメタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスの輸送総距離のうち、最長のものについて、その値を記載してください。
----	----------------------	---	---

2. 参 考

① 配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）

（電力量計の補足説明）

- ・取引用電力量計（VCT、MOFを含む）若しくは証明用電力量計（VCT、MOFを含む）を囲み線等で表示し、この表示と補足説明（※図中の余白部に記載する）を引出し線で結ぶ。

申請時に計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合の記載例

①電力量計の型式番号

②電力量計の検定番号（※1）

③電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載。

（蓄電池、非常用発電機等の補足説明）

- ・蓄電池（※3）、非常用発電機等を設置済若しくは設置する場合で、再生可能エネルギー電気以外の電気が蓄電される場合には、以下のような補足説明を記載する。

蓄電池が設置済、若しくは設置される場合の記載例

蓄電池の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※4） 氏 名

（※3）対象は直流電源装置用蓄電池、内燃機関用蓄電池及び太陽光発電装置です。

（※4）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載。

② 電力量計を設置した場合の報告（記載例）

※ 申請段階において電力量計が特定されていない場合において、電力量計を設置したときは、速やかに電力量計設置報告書を提出する。

電 力 量 計 設 置 報 告 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇××第 号をもって認定を受けた、再生可能エネルギー発電設備に関する電力量計については、下記のとおり計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置しましたので報告します。

記

- ①設備名称
- ②設備 I D
- ③申請時に当該電力量計を記載した書類名
- ④電力量計の設置年月日
- ⑤電力量計の型式番号
- ⑥電力量計の検定番号（※1）
- ⑦電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載。単独計器の場合は記載不要。

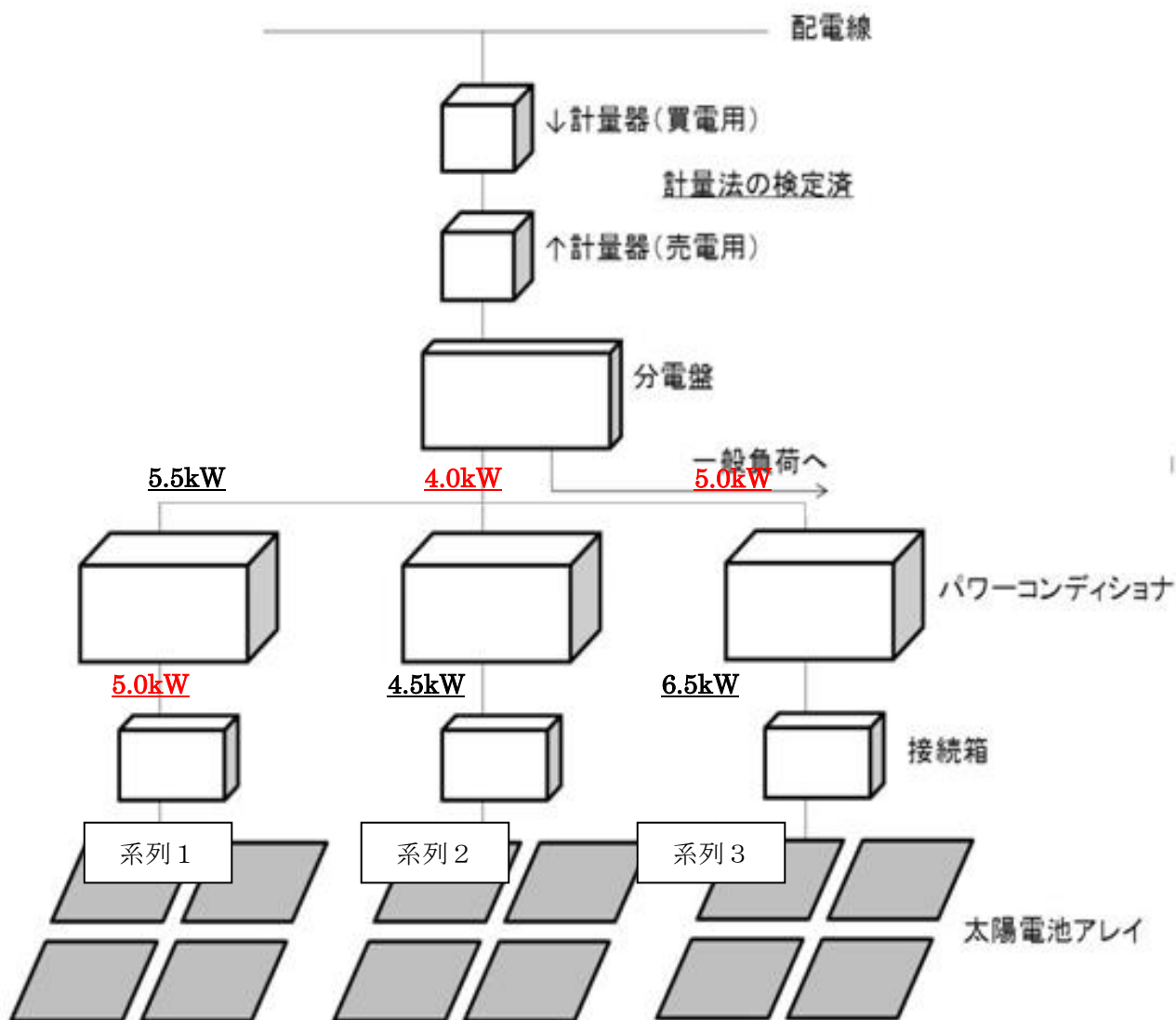
（※2）電気主任技術者または発電事業者の記名をお願いします。

③ 太陽光発電設備の発電出力の考え方について

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請することとなっていますが、パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値をもって申請することとしてください。

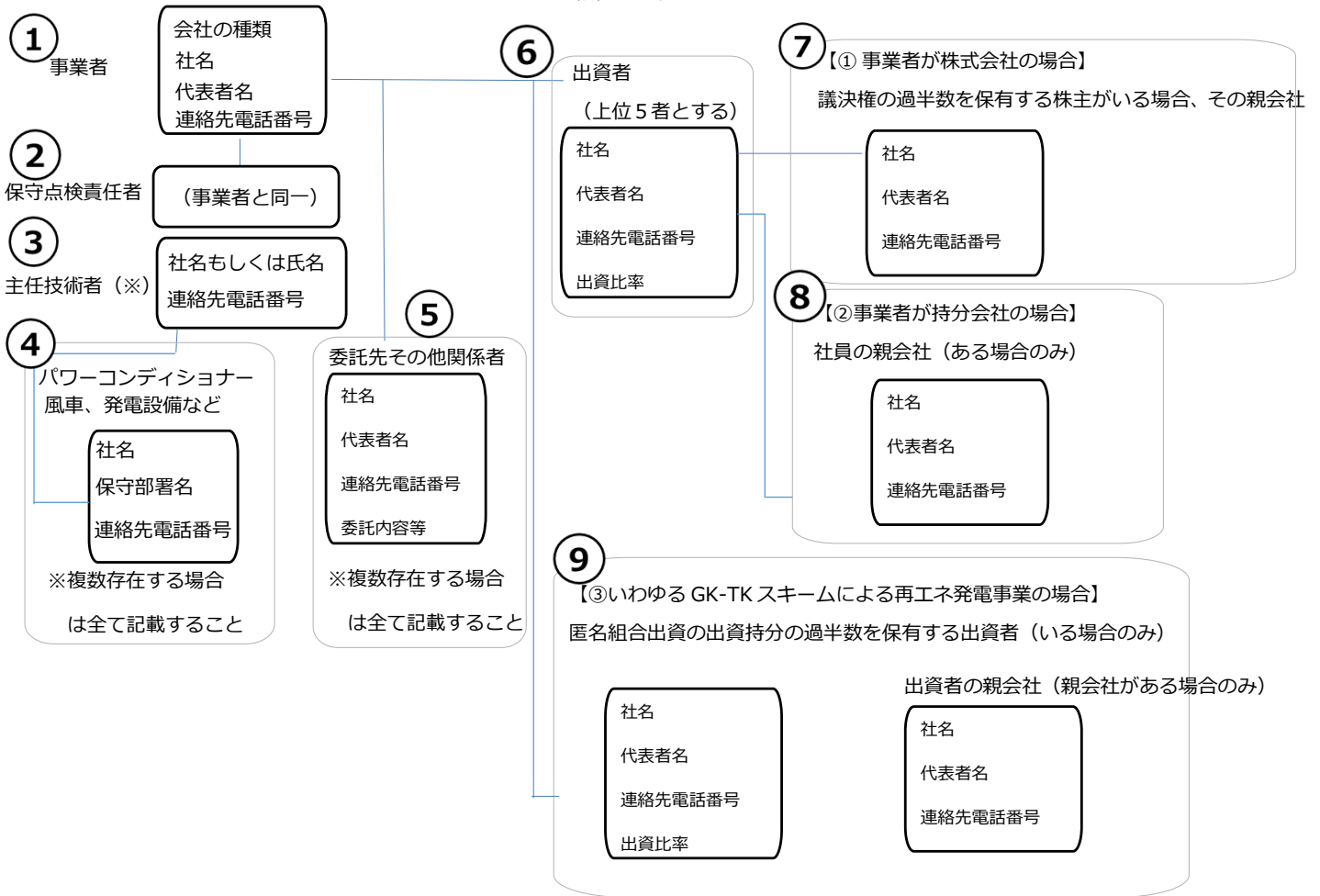
例) 以下のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW



④ 事業実施体制図の例

〇〇発電所 事業実施体制図



※電気事業法で主任技術者の選任が規定されている発電設備は、保守点検体制に主任技術者を記入します。なお、申請時点で、電気主任技術者が未定の場合には、予定している電気主任技術者の氏名、若しくは外部委託先の名称等を記載すること。

※委託その他関係者には、当該事業の実施（準備行為含む。）や認定申請その他のマネジメント事務等を担当させている主体を広く記載すること。なお、当該事業の実施状況・申請内容等を確認する必要がある場合には直接問合せ等することがある。

■上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。

■当該設備に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。

■保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。

【記載内容詳細】※④、⑤、⑥のみ複数行の記載可

①事業者

会社の種類	社名	代表者名	連絡先電話番号
株式会社	〇〇	〇〇	01-2345-6789

②保守点検責任者

会社の種類	社名	代表者名	連絡先電話番号
風車	〇〇	〇〇	01-2345-6789

③主任技術者

社名もしくは氏名	連絡先電話番号
〇〇	01-2345-6789

④技術者（パワーコンディショナー、風車、発電設備、モジュール、取水、導水設備、ボイラーなど）

対象	社名	保守部署名	連絡先電話番号
風車	〇〇	〇〇	01-2345-6789

⑤委託先その他関係者

社名	代表者名	連絡先電話番号	委託内容等
〇〇	〇〇	01-2345-6789	〇〇
〇〇	〇〇	01-2345-6788	〇〇

⑥出資者（株式会社の場合は、株主上位5者、持分会社の場合は、全ての社員）

社名	代表者名	連絡先電話番号	出資比率	親会社の情報（⑦または⑧）（親会社がある場合のみ）		
				社名	代表者名	連絡先電話番号
〇〇	〇〇	01-2345-6789	〇〇			
〇〇	〇〇	01-2345-6788	〇〇			

⑨匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者（該当者がいる場合のみ）

社名	代表者名	連絡先電話番号	出資比率	親会社の情報（親会社がある場合のみ）		
				社名	代表者名	連絡先電話番号
〇〇	〇〇	01-2345-6789	〇〇			

⑤ 省令第5条第1項第3号及び第5号に関する誓約書（記載例）

誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

本申請に係る事業を実施する際に必要となる、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）」第5条第1項第3号及び第5号に基づく柵又は塀の設置及び標識の掲示に関して、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- ① 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を遅くとも供給開始前までに設置いたします。
- ② 柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いて、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じます。
- ③ 発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における事業計画策定ガイドラインに記載の項目について記載した標識を掲示いたします。（出力20kW未満の太陽光発電設備を除く）
- ④ 標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示いたします。

以上

⑥ 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書（記載例）

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書

当該設備で使用する燃料の発熱量、水分率については、次のとおり計量分析を実施します。

1. ○○○○

低位発熱量（乾ベース）については、月1回以上、別添計量分析報告書のとおり計量分析を実施します。
水分率については、月○回以上別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

2. ○○○○

低位発熱量（乾ベース）については、年○回以上別添分析報告書のとおり計量分析を実施します。
○○○○の水分率については、月○回以上の頻度で別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

3. 石炭

低位発熱量（乾ベース）については、搬入の都度、納入事業者から提供を受ける別添分析報告書の
高位発熱量（乾ベース）を次式により低位発熱量（乾ベース）に換算します。
水分率については、月○回以上別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

$$\text{低位発熱量 (MJ/t)} = \text{高位発熱量 (MJ/t)} - 2500 \times (9 \times \text{水素分 (\%)} + \text{水分率 (\%)}) / 100$$

(※ 発熱量、水分率の分析項目、分析方法、分析データ等を記載した計量分析報告書のサンプル又は
フォーマットを添付する。)

(注)

- ① 使用する全ての燃料の種類（木質チップ、木質ペレット、PKS等）ごとに発熱量、水分率の計量分析を実施する必要がある。
ただし、一般に周知されている化石燃料（軽油、灯油、天然ガスなど）の発熱量については、計量分析を省略することができる。
- ② 発熱量の計量分析頻度は、原則として月1回以上とするが、燃料の性状等に応じて分析頻度を調整することができる。
- ① 水分率の計量分析頻度は、燃料の性状、保管状況に応じた頻度とする。

⑦ バイオマス比率計算書（記載例）

バイオマス比率計算書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

1. バイオマス比率の計算方法

燃料区分ごとのバイオマス比率 η_{bX} は、それぞれ以下の計算式により求めるものとする。

$$\eta_{bX} = \frac{\sum_{i=X1, X2, X3} \{Hu_i \times (1 - w_i) - 2500 w_i\} \times x_i}{\sum_{i=A, B, C} \{Hu_i \times (1 - w_i) - 2500 w_i\} \times x_i}$$

2. バイオマス比率計算表

供給期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (*1)

燃料区分	燃料名 (*2)	低位発熱量 Hu (kJ/kg)	使用量 x (kg)	水分量 w (kg/kg)	熱量 (kJ)	バイオマス 比率 (%)
B	バイオマス燃料A 1					
B	バイオマス燃料A 2					
小計						
C	バイオマス燃料B 1					
C	バイオマス燃料B 2					
小計						
D	バイオマス燃料C					
小計						
F	非バイオマス燃料D					
小計						
合計						

(注) バイオマス比率は、%単位の小数第4位を四捨五入し、小数第3位とする。

(*1) 期間は1年間とし、年間の使用計画数量に基づき記載する。

(*2) 燃料の種類（木質チップ、木質ペレット、PKS等）ごとの発熱量を記載する。

(*3) 使用燃料が単一の場合は、上記1, 2項は省略し、「使用燃料は〇〇〇〇のみであり、バイオマス比率は100.000%です。」の記載で提出してもよい。

⑧ 他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達することを約する書面（記載例）

誓約書

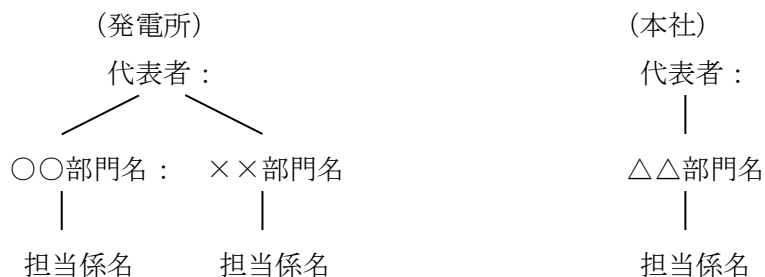
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

当該申請設備において使用するバイオマス燃料である〇〇〇〇、〇〇〇〇については、同種類のバイオマスを利用する事業者による同種類のバイオマスの調達に著しい影響を及ぼすことなく調達することを誓約します。

なお、このため、以下の社内体制により取り組むこととしています。



〇〇〇部門に帳簿を置き、帳簿には社内体制、バイオマス燃料の種類ごとに、調達エリア、調達先、調達数量、価格等を記載します。

△△△部門において調達先が従前に供給していた供給先を把握した上で契約（変更契約含む）を締結します。

(運用)

- ① 体制には、最低限、発電所における担当者、部門長、責任者計3者の肩書き及び上位に管理部門が存在する場合にはその担当者、部門長、責任者計3者の役職名を記述すること。
- ② 直接の調達先が商社等仲介業者であっても、一次的な燃料の調達エリア、調達先、調達数量等を把握し、記載すること。

⑨ 輸入バイオマス燃料のトレーサビリティ (記載例)

年 月 日

申請者 事業者名
代表者氏名

輸入バイオマス液体 (又は炭化) 燃料のトレーサビリティについて

- ① 輸入バイオマス液体 (又は炭化) 燃料を輸送船単位 (又はコンテナ単位) で、国内での陸揚げ後に〇〇〇〇検査機関でバイオマス度、非バイオマス度等の検査を輸入事業者 (又は発電事業者) が実施します。
この検査は、燃焼開始前に実施し、検査結果証明書 (添付 1 見本*) を発電事業者が保存します。
- ② 数量と内容物確認のため、税関が発行する輸入許可通知書 (添付 2 見本) を発電事業者が入手し保存します。
- ③ 輸入業者から「船荷証券 (添付 3 見本)」を発電事業者が入手し保存します。

(*) 最初に輸入する際と 2 回目以降に輸入する際の燃料の検査内容・方法が異なる場合は、その旨記載し、初回の検査結果証明書 (サンプル又はフォーマット) と 2 回目以降の検査結果証明書 (サンプル又はフォーマット) を添付します。

⑩ ごみ組成分析実施予定書（記載例）

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

ごみ組成分析実施予定書

（※ 年間を通じて同一の方法（分析項目）で実施する場合）

当該設備で焼却する一般廃棄物のごみ組成分析については、昭和52年環整第95号の分析方法により、別添ごみ組成分析結果報告書のとおり、毎月1回以上実施します。

（※ごみ組成分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。）

（※ 実施時期により、異なる方法（分析項目）で実施する場合）

当該設備で焼却する一般廃棄物のごみ組成分析については、年4回は昭和52年環整第95号の分析方法により別添1のとおり実施し、年8回はごみ組成分析のみを別添2のとおり実施します。

（※年4回、年8回それぞれのごみ組成分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。）

⑪ 廃掃法上の誓約書（記載例）

誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

本申請に係る事業を実施する際に必要となる、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく（一般廃棄物処分業・産業廃棄物処分業）の許可に関して、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- ① 本申請に対する認定を受けた場合であっても、当該認定が、事業の実施に必要な許可の取得に何ら影響を与えないものであることを理解した上で、本申請に係る事業の開始前に、当該許可を取得いたします。
- ② 当該許可の取得後速やかに、そのことを証する書類を提出いたします。
- ③ 本申請に係る事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反することなく、本申請によって認定を受けた設備の運用を行います。

以上

⑫ 必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況（記載例）

申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況

申請者 事業者名
代表者氏名

申請設備を運用するために必要な廃掃法上の許可と許可取得に向けた対応状況は次のとおりです。

1. 申請設備を運用するために必要な廃掃法上の許可

- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処理業許可
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可
- ④ 産業廃棄物処分業許可

2. 1. の許可を取得するための対応状況

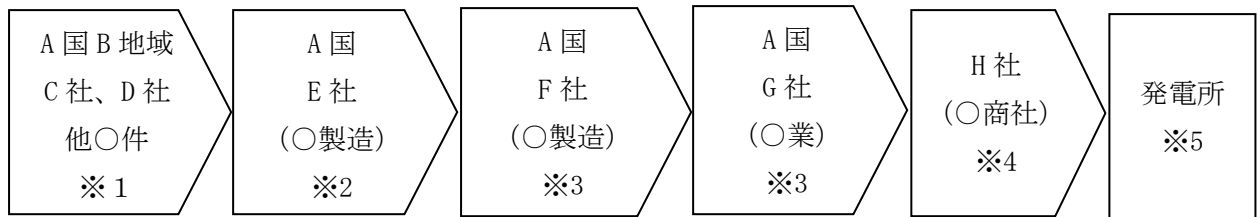
- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処分業許可
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可
- ④ 産業廃棄物処分業許可

(注)

- ① 1. の許可証の取得が必要な場合は「許可証が必要」、不要な場合は「取得済」、「対象物件なし」、「〇〇の規定により許可不要」などの事情を記載する。
- ② 2. については、取得が必要な許可証を取得するための対応状況を記載する。
(「事前相談中」、「施設設置許可申請準備中」、「講習会参加申込済」、「講習中」など)

⑬ 個別企業等の独自の取組による証明方法のフロー図に係る形式

森林所有者等 一次加工事業者 二次加工事業者 流通事業者 輸入事業者
(輸入商社等) 調達者



認証の 名称・ 登録番号 ※6						
審査機関 ※7						

輸入事業者の独自の取組
※8

考え方

・輸入事業者（輸入商社等）が森林の伐採段階から納入段階等に至るまでのサプライチェーン上の各社の流通経路を把握し、各社の合法性・持続可能性の確認方法等の取組を証明・公表する必要があります。

・「合法性」とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林の法令に照らし手続きが適切に行われたものであること、「持続可能性」に係る項目は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）（以下、「証明ガイドライン」という）別表第3表（2）のとおりです。

・森林所有者等は合法性・持続可能性への取組が必要です（※1関係）。

・一次加工事業者は、合法性・持続可能性が証明された原木を分別管理して加工する必要があります（※2関係）。

・二次加工事業者・流通事業者は、合法性・持続可能性が証明された木材を分別管理して加工する必要があります（※3関係）。

・輸入事業者（輸入商社等）は、合法性・持続可能性が証明された木材であることを明示して納品する必要があります。証明ガイドラインに基づくバイオマス証明書を作成して調達者に提出する必要があります（※4関係）。

・調達者は、輸入事業者から証明ガイドラインに基づくバイオマス証明書を受け取ります。合法性・持続可能性が証明された木材の使用を契約の条件にする必要があります（※5関係）。

・輸入事業者は、合法性・持続可能性の証明に係る行動規範を作成するとともに、伐採から納入までのサプライチェーン上の各社と協定を締結する等により、各社への行動規範の周知と分別管理の取組を担保します。

- ・各社は行動規範に基づき、合法性・持続可能性の証明、分別管理の取組を実施します。
- ・輸入事業者は、取組状況について第三者の監査を受け、その旨を公表することが必要です。（※8 関係）。

フロー図作成の留意事項

・輸入事業者（輸入商社等）が森林の伐採段階から納入段階等に至るまでのサプライチェーン上の各社（森林所有者等、加工事業者、流通事業者、輸入事業者、調達者）の流通経路をフロー図で示し、各社の合法性・持続可能性の確認方法を示します。

※1：具体的な企業名を記載します（森林所有者が多数の場合、「他〇件」等の記載は可）。地域名については、具体的な県名、州名等を記載します。

※2～※4：具体的な企業名を記載します。

※6：各社における合法性・持続可能性の証明・分別管理について、確認方法を記載します。各社が森林認証・CoC 認証等の第三者認証を受けている場合、認証の名称・認証登録番号を記載します。

※7：各社が森林認証・CoC 認証等の第三者認証を受けている場合、認証の審査機関の名称を記載します。

※8：輸入事業者自身が合法性・持続可能性を証明している旨を明記します。また、輸入事業者自身による行動規範（例．木材調達方針）、取組状況の第三者の監査、公表（自社 Web サイト等での公表等）について、具体的な名称・方法等を記載します